

## 世代間正義論はなぜ困難なのか ——さまざまな批判的論法に着目して——\*

太田 明

### 要 約

世代間正義論は、現在世代が何らかのかたちで未来世代への配慮義務を負うことを正義論的枠組によって正当化する議論である。そのはじめは1970年代の環境倫理学である、しかし世代間正義論はさまざまにその困難が指摘され、批判されてきた。小論の目的は、まず世代間正義論を正当化する論法、および世代間正義論を批判する論法を定式化し、両者を突き合わせ、世代間正義論の難点の所在を明確にすることである。検討する批判的論法は、類型的に、(1) 不必要性論法、(2) 不可能性論法、(3) 非相互性論法、(4) 非権利主体性論法、(5) 非同一性論法である。この作業は、世代間正義論を否定する消極的なものではなく、むしろ、それを再構築するための積極的な基礎作業である。

キーワード：世代間正義論, 世代間倫理, 相互性, 未来世代の権利, 非同一性問題

### はじめに——問題の設定——

「未来世代」「将来世代」は今日のジャーナリズム、政治・経済や教育の評論でしばしば出会う術語である。「将来の世代のために、借金を残さない」、「未来世代のための教育の充実」、そして「未来世代のために快適な環境を残す」などほぼ例外なく「未来世代のために」を訴えている。

我が国においては、とりわけ2011年3月11日の東日本大震災と福島第1原子力発電所事故を契機にして、その声はいつそう高まった。地震発生時、国会では将来に向けた税と社会保障の一体改革の議論がなされていた。震災以降は、その復興財源をどう調達するかという問題が生じてきた。そして何よりも、原発事故によってまき散らされた放射性物質による被害への対処である。この後には損傷した原子炉の廃炉とそれともなう放射性廃棄物処理が待ち構えている。さらに、原発依存からの脱却と代替エネルギーの調達というエネルギー問題がある。これらは、いずれも現在世代が政策を決定し、行動しなければならぬが、その帰結は必ずしも現在世代やその次の世代には現れず、むしろ、ずっと先の将来世代、未来世代において初めて現れると考えられる問題である。その意味で、「未来世代への配慮」を真剣に考えるべきだと

思いは強くなっている。だが、現在世代の生活、とりわけ経済活動を軽視すべきではないという声も依然として強い。未来世代への配慮と現在世代内での生活条件への要請が衝突しているのである。

ところで、未来世代への道徳的責任という論件に関して哲学的注意が払われるようになったのはごく最近である<sup>1)</sup>。世代間倫理 (intergenerational ethics) とは、異なる世代や生存していない過去・未来の世代の間で、義務や権利などの倫理を主張する考え方であるが、その発端が20世紀後半における一連の地球環境問題にあることはよく知られている。そしてこれを背景にして、1970年代初頭から非常に活発な哲学的・倫理学的研究が行われ、70年代末から80年代初めにそのピークを迎える。

この問題はヨナスを借りていえば、科学(知識)と技術(能力)における途轍もない拡大と質的变化ともに生じたのである<sup>2)</sup>。20世紀半ば以前には、人間の活動が地球規模での大気圏や大洋に、あるいは遺伝子プールや人間あるいは他の生物種に深刻かつ永続的に影響するという考えは根拠のないものだと思われていた。しかし、現代の科学技術は、これまで自然には知られていなかった化学的物質や放射性物質を生みだし、海・大気・地球の生態系を回復不可能なまでに変えてしまう可能性を持つことが認識されるようになった。さらに科学技術に基づく人間の行為の拡大と質的变化は自然や人間の同一性さえ改変するまでになったのである。

もちろん、そのような科学技術は現在の産業社会の本質的要素として、人間にさまざまな便益をもたらしている。とすれば、公害や自然環境問題は、現在世代内におけるそうした便益の副産物である。しかし、長い時間的スケールで見れば、遠い未来世代への延期されたコストでもある。それだけではなく、生存環境に回復不可能な影響を与えることで、未来における人類の存続を危うくしかねない。1970年代に未来世代問題が環境保護運動の登場と平行して登場したのは決して偶然ではない。

科学技術の加速化は、未来世代がわれわれの行為と政策によって傷つきやすいということをごの上なく明らかにした。さらに、われわれはこうした帰結に影響を与える能力を手にしたが、それを差し控えることはしなかった。われわれの手にはわれわれとは生活をともにしない未来の人々の運命が握られている。これは、科学技術という人間の行為の力を受け入れる限り逃れることのできない責任なのである。

ところで、われわれが未来世代へ何らかの配慮を行おうとする場合、一見すると、われわれの道徳共同体の一員に未来世代を加えればよいだけのように見える。それに対してパートリッジは次のような問題点を指摘する<sup>3)</sup>。

[非存在性] 未来の人々は現在まだ存在しない。義務や責任がいま生きている人に負わされるとしても、未だ存在しない人々に対してわれわれは義務を持ちうるか。未だ存在しない人々がそうした義務をわれわれに要求する権利を持つと言えるのか。

[非相互性] 未来の人々に対するわれわれの関係は一方的であり相互性を持たない。未来の

人々は、われわれが彼らに行うことの善し悪しに対して、われわれに褒賞を与えたり処罰したりしない。

[不確実性] 何が未来の人々に利益になるかについてわれわれは確信をもって語るができない。つまり、何が彼らにとって「善い」あるいは「善くない」のかをわれわれは知らない。

[代理可能性] 誰が未来の人々のために活動する地位を認められるのか。

明らかに、未だ生まれざる者への道徳的重要性を特定することで、新たな問題が導入されたのである。未来世代の道徳的地位は何か？ いったいどの程度、彼らはわれわれに何かを要求したり、未来に危害を及ぼすことを差し控えるよう求めるのだろうか？ 未来世代にそれができないならば、彼らとわれわれの間に「正義」の関係はなりたつのだろうか？

## 1 世代間正義論とその構造

### 1.1 世代間正義論

「世代間正義 (intergenerational justice)」とは何であるかはなかなか厄介な問題である。「世代」「間」「正義」のそれぞれの概念の明確化が必要である。小論ではさしあたり、「世代間正義」=「同時代に生きてはいない人間たちの間の利益と負担の公平な配分を保証する問題」としておく。世代間正義論は2つの問題系、正義論と世代間倫理とが重なり合う領域である。前者は、古代以来、正義の問題は多大な関心呼び、また特にこの数十年の倫理学・政治学などの重要なテーマであった。だが、そこでは後者の世代間問題、とりわけ時間的に遠く離れた世代間の問題は表に現れてこなかった。

「未来世代に対する何らかの配慮を行う義務ないし責務が現在の世代にある」とする主張は「未来世代の配慮論」と呼ばれる。配慮の根拠を感情次元にとどめず、理論的に正当化する試みは、いま述べたように、環境問題が切迫したものと認識され始めた1970年代以降、多くの論者によってさまざまになされてきた<sup>4)</sup>。未来世代の配慮論は、前述のように環境倫理の文脈では「世代間倫理」と呼ばれてきたが、近年では、環境問題以外の問題にも対象が広がり、法学・政治学・経済学などからの多様な検討がなされ、「世代間正義」とも称されるようになった。環境倫理的な意味で「世代間倫理」という場合には、自然環境を軸にした現在世代と未来世代との世代間関係が問題になる。それに対して、「世代間正義」という場合には、歴史的な文化継承、公債・年金制度などの長期的な財政問題など経済的問題を含んで広義の「分配的正義」が念頭に置かれている。というのは、正義とはまず第1に、しかるべき主体にしかるべきもの(権利や義務、資源など)を配分せよという命令だからである。今の場合には、良好な環境や再生が困難な資源を未来世代に対してなぜ分配しなければならないかということである。

その点を見れば、世代間正義論は、自然の価値、生態系の価値を問題にする非人間中心主義

の観点ではなく、人間間における配分といういわゆる人間中心主義的の観点を採用している。環境倫理的の観点で言えばこの点で世代間正義論は誹りを受けるかもしれない。世代間倫理の成立事情からすれば、その通りである。資源枯渇や環境破壊は、人間の人生の長さに基づく一世代ではなく、それを長い時間的拡がりの後に影響を及ぼすものと考えられる。だから、世代内の人間関係における倫理のありかたを越えた世代間倫理の必要性が認識されるようになってきた。そしてそれは一方では、未来における人間の存続を脅かすだけでなく、他方では、価値あるものとしての自然や生態系そのものを脅かすのではないかという恐れに結びついていた。

こうした世代間倫理の構造が、一方では自然の内在的価値を重視し、現代人の生き方に反省を迫ったことは重要である。しかし、同時にそれは、未来のために現在の人々に幾ばくかの、あるいはかなりの犠牲を強いるという構造をも有している。場合によっては、自然の内在的価値への着目は、未来に目を向けるがゆえに現在世代内のさまざまな対立や葛藤に目を塞ぐという隠蔽効果を発揮することもありうる。単純化を恐れずに言えば、正義論の観点からすると、正義を世代内的なものから複数の世代にまたがるものに拡張することであり、世代間倫理の観点からすれば、世代間の倫理的関係を「正義」という概念で捉えるということである。広く言えば、世代間正義の問いとは、未来世代の運命に関する正義論的な問いである<sup>5)</sup>。

## 1.2 世代間正義論の問題と構造

世代間正義論は、われわれ現在世代が、何らかのかたちで未来世代への配慮義務を負うことを、何らかの正義論的枠組をもって正当化する議論である。その場合、世代間正義論はつぎのような問題に遭遇する。第1に、最も基本的な問題は、世代間正義の正当な受領者は誰かである。第2に、正義のあらゆる主体に承認される利益の水準である。第3に、世代間正義において何が優先されるかである。第4に、世代間正義の確立と維持に基本的な責任をもつ実行者、正義の負担者の特定である。それはまた負担者に衡平な要求を行う方法に関わっている。第5に、そのような世代間正義をいかなる負担分担の原理によって特定されるかである。

こうした世代間正義を主張する主要な論法は次のようなものである<sup>6)</sup>。

[世代間正義論法 (Intergenerational Justice Argument) 以下, IGJA と略記する。]

[P0:] 世代間には利害関係が存在する。

[P1:] ある行為 (あるいは政策) X は未来の人々に危害をもたらす。

[P2:] 未来の人々の利益に危害をもたらす人間の活動は不正である。

[P3:] したがって, X は不正である。

[C:] それゆえに, われわれ (現在世代) にはこうした不正な行為 X を回避する義務 (責務) が存在する。

まず、この論法では、世代間正義を世代間の配分的正義を問題と捉えている配分的正義だけが世代間正義論で提唱されているわけではないことは言うまでもないが、小論では議論の範囲を限定しておく。その上で、最初に世代間の利害関係を要請する (P0)。この利害関係が世代間の倫理的関係の靱帯であり、これがなければ、以下の要件 (P1~P3) はそもそも不要であり、有意味な議論を展開できない。P0が成立した上で、さらにP1~P3の推論が成立するならば、結論Cが導かれる。すなわち、われわれは、未来世代の利益を害する自らの不正な行為を回避する義務が存在するということになる。

これは極めて限定された論法のように見えるかもしれない。だが、われわれが未来世代への義務が存在するかどうかを考える場合、たいいてはこの論法に従っているのではなからうか。たとえば、行為 (政策) Xとして、自然資源を枯渇させるような行為や政策、あるいは環境に長期的な悪影響を与える政策、たとえば原子力発電依存する電力政策などを想定しうる。こうした具体的問題にIGJAを適用した場合、われわれには自然資源を枯渇させない義務が課され、あるいは脱原発依存のエネルギー政策を採択する義務が生じると推論される。それによって、われわれの子孫は安寧に生き、人類は存続すると楽観的な結論がえられるだろう、だが、前提P0~P3のどれかが成り立たないならば、こうした安寧は打ち破られる。先に見た、未来世代の道徳的地位に関わる問題は、この論法の諸前提を危うくするのである。

この論法は、P0, P1, P2, P3からCが導かれるならば、それ自身は妥当であろう。しかし、結論が真であるかどうかは、それほど明らかではない。その諸前提が一見してそう思われている以上に、論争の余地があるからである。もちろん、Cを疑う議論は数多く提案されている。しかし、IGJAのように表現することによって、そうした疑念がどの前提に向けられているかがより明確にとらえられる<sup>7)</sup>。

小論は近年の世代間正義論の動向を視野に入れ、それに対する批判的論法を検討する<sup>8)</sup>。ここでは、それらのうちで主要なものを、(1)不要性論法、(2)不確実性論法、(3)非権利主体性論法、(4)不可能性論法、(5)非同一次性論法と名づけ、順次に焦点を当てていく。もちろんこれらはいずれも従来から指摘されているものである<sup>9)</sup>。しかし、IGJAの形式を明示することで、それらがどの前提を否定するものがより明確に捉えられるようになる。したがって、この作業は世代間正義論にとっては決して消極的なものにとどまるわけではなく、むしろ、各前提の論争点をより精密に検討することに繋がり、それによって世代間正義論の展開にとって極めて積極的な意義を持つものと考えられる。

## 2 世代間正義論を批判するさまざまな論法

### 2.1 不必要性論法

世代間正義論に対する批判としては、まずそうした理論そのものの不必要性の主張がある。

なぜなら、IGJAの存立を前提するP0が成り立たないからである。

この論によれば世代間正義の理論は「不必要」である。「未来世代に遺しうる最も重要な遺産は、現在世代の利益の追求から生じる」<sup>10)</sup>。すなわち、「今日における人権の拡大が意味するのは未来世代によりよい人権を遺贈するということである。世代間の利益対立という問題はそもそも存在しない。したがって、この対立を解決するための世代間正義の理論などというものは不必要である」<sup>11)</sup>。なぜか。環境破壊と再生不可能な資源の使用は最大の危険ではない。過去においても環境破壊や有限と予想された資源の枯渇問題はあったが、それは誤りであることがわかり、経験的な証拠に基づけば、その類の予想はまた未来においても誤りであると仮定する理由があるからである。むしろ未来世代にとっての脅威は予想される対立のエスカレーションである。したがって、われわれが未来世代に対してなしうる最も重要な貢献は、今日のわれわれの社会を寛容で民主主義的なものにして、潜在的対立を平和的に解決し、未来世代の根本要求の充足を保証することである。つまり、「生命への人間の基本的欲求、恐怖・圧政・屈辱からの自由と、他者の類似の自由と両立する善き生に対する自らの理想の追求である」<sup>12)</sup>。

この論法は、未来世代の満足は現在世代の満足と同じであることから出発している。つまり、もしわれわれが現在世代のために健全な制度を創造し続けるとすれば、未来世代はおのずと自分自身を配慮することになり、問題は解決される。だから、現在世代と未来世代の間の配分をめぐる統制は何ら必要ないのである。その意味では「自由主義的楽観論」と言える。

## 2.2 不確実性論法

IGJAが認められないのは、P1が明らかに誤りであるか、あるいは少なくとも検証不能だからである。いかなる世代が検証するにせよ、未来に関する知識はまったく欠如している。それは、人間活動の長期的な影響について何ら信頼に足る情報を持っていないということを意味する。だから、現存の人間、あるいはその生がわれわれ自身の生と重なって生存する未来の人々とは違って、遠い未来の人々に対するわれわれの義務の基盤をどこに置けばいいのかについてわれわれは十分な知識を持っていない。しかし、それはわれわれが未来に関する予測的能力をまったく持っていないということを意味するわけではない。そうではなく、未来の幸福に対するわれわれの行為の影響がどのようなものであるかに関しては対立しあう様々な仮説があるのだが、それらの違いを弁別する知識が不十分であり、したがって、世代間正義の要求をどの仮説に基づいて根拠づけるべきかが明らかにならないことを意味している。

不確実性論法は直観的には自明であり、強力な議論である。少なくとも、道徳的義務とは、行為が善を生みだすあるいは悪を避けるという傾向に応ずる帰結であるとする帰結主義的観点に基づけば、そう言えよう。人間が行うさまざまな事柄について、われわれはそれが及ぼす影響について不確実性に遭遇するばかりではないか。われわれが新たな技術や社会的経済的傾向の未来への影響を予言することはできなかった。これについてはさまざまな歴史的事例を収集

できよう<sup>13)</sup>。とすれば、不確実性論法は、世代間正義の理論の視野について致命的な打撃を与えることになるのだろうか。

### 2.3 非相互性論法

非相互性論法は、正義は人間の間の相互性（互惠性）（reciprocity）に基づくという正義論の一類型＝「相互性としての正義」に基づく批判である。これは世代間正義論を脅かす重要な論法の1つであり、かなり広い論拠を含んでいる。形式的には、次のような論法が展開される：

[非相互性論法（The Non-Reciprocity Argument: NRA）]

[RP1:] 正義の要求はわれわれと相互的関係を持ちうるものだけに許される。

[RP2:] 相互性はそれぞれの利益に関心を持ちうる人物の間だけに存在する。

[RP3:] 未来世代に属する人々の利益を感受するのは不可能である。

[RPC:] 未来の人々の福利を脅かす社会政策といえども不正とは言えない。

この論法からすれば、IGJAはP2ゆえに拒否されねばならない。P2が誤りだからである。なぜなら、もしコミュニケーションの相互性、あるいは物理的な影響の相互性がなければ、誰も他者に対して不正をなしているとは言えないからである。

正義論一般で言えば、相互性としての正義の中心となる前提は、他者の福利に寄与する個人だけが倫理的義務を負っているということである。したがって、ある個人が特に貧困であるとか特定の便益を受けるという事実は、彼らがそれに対して権原を持つことを意味する。つまり誰が社会的便益を受けるとする権原があり、こうした人々は何を受け取る権原があるかを決定するのである。その意味で、相互性は正義論にとっては重要な柱であり、相互性としての正義はさまざまなかたちで理論化されている<sup>14)</sup>。世代間正義論ではそこに「時間の隔たり」が決定的な要素として入ってくる。長い時間を隔てて、生ともにする事のない人々の間では、相互のコミュニケーションも相互行為もない。したがって、その間には利害関係は存在しないのである。

### 2.4 非権利主体性論法

世代間正義論には、その一つのバージョンとして、現在世代が未来世代に対する不正を回避する義務を負うのは、未来の人々あるいは未来世代がそれを要求する権利を持つからであると見る未来世代の権利論がある。この論は、1970年代における環境問題（あるいは公害問題）の認識にあって展開され始めた。

伝統的には、権利を持つのは現存する特定可能な個人だけであるから、未来の人々は権利主体にはなりえないとされてきた。それに対して、ファインバーグやパートリッジは、およそ次

のようにして未来世代の権利論が正当化を試みた。権利の本質を意思（あるいは選択）であるとする（意思説）、未来世代は現時点では存在しないのだから、その意思を直接に保護することはできない。他方、権利の本質を利益であるとする（利益説）、未来世代は生まれてきたならば、良好な地球環境を求めることは確実であるから、現時点でも保護すべき妥当な利益が存在すると考えられる。したがって、未来世代の権利という場合には、意思説よりも利益説によるならば、未来世代の権利は考慮の余地がある。しかしまた、未来世代の意思を現在世代が代理して表明することが可能であれば、意思説の余地がないわけではない。

ファインバーグは意思説と利益説を統合し、自分の利益を誰かに対して意味のある言葉で要求することが権利を持つことであるとする<sup>15)</sup>。この定義によれば、利益を持たず、あるいはそれを請求できない不可能な未来世代は権利主体ではありえないことになる。だが、未来世代の権利の可能性を考えることはできる。

仮に上のような定義を認めるとしても、未来世代はほぼ確実に生身の人間であることが分かっているのだから、彼らの請求権が弱まるわけではない。したがって、未来世代は現在のわれわれと同じように利益をもつことになる存在であり、それに対応する請求権を考えることは不可能ではない。なるほど、現時点で存在しない以上、要求可能性は自分では実現できないが、代理による要求の可能性は認められる。権利主体を権利請求可能な主体に限定すれば、権利主体の範囲は著しく制限されてしまう。むしろ自分では権利請求が困難な者も、その代理人を立てることで自らの利益の保護を求める権利請求しうる<sup>16)</sup>。ファインバーグ自身は未来世代が権利を持つかどうかは明言しないが、その必要条件をこのように定式化した。こうしたファインバーグの議論を承けて、パートリッジは、未来世代に権利論にとっての上記の難点に反駁するかたちで、未来世代の権利の存在をより明確に主張した。未来世代の利益が現代世代によって侵害される可能性があるのならば、彼らは自らの利益に対する請求権があり、現代世代はその請求を聞き入れる義務がある。もし、現代世代の持つ権利によい環境に住む権利を認めるならば、その権利は単に事実としてある環境に対してだけでなく、「実現可能であるはずの環境」にも適用可能である<sup>17)</sup>。

それに対して「非権利主体性論法」は、未来の人々は権利をもち、それに対応してわれわれ現代世代に義務が課されるという論を批判する。それによって世代間正義論の「不可能性」を導く。ベッカーマンは、この論法「……は極めて単純であり、次の推論に集約される」と言う。

[非権利主体性論法 (The Non-Rights-Holder Argument: NRHA)]

[IPR1] 未来世代—未だ生まれざる人々—は権利を持つとは言えない。

[IPR2] 正義の首尾一貫した理論は権利を人々に保障することを含む。

[IPRC] したがって、未来世代の利害は正義の理論枠組では保護されないし促進されない<sup>18)</sup>。

IPR1の前半はそれ自身としては自明である。たしかに「未だ生まれざる人々」はいま存在



していない。そして、いま存在しない人々は端的に何も持っていない。彼らは家も持っていないし、車も持っていない。ましてや権利を持っていない。存在していないからである<sup>19)</sup>。

また、いまの文脈では、「未だ生まれざる人々が権利を持つとは言えない」のは、たいていの権利が「請求権」と解されているからである。つまり、権利とは何かを所有したり獲得したり、何らかのかたちでなされる、法的あるいは道徳的根拠を持つ妥当な請求の対応物である。こうした権利を「持つ」ということは、その権利を保障することであり、誰であれ、権利保障の義務が課されることを意味する。言い換えれば、IPR2は、権利と義務とは相関的であり、権利の存在は義務の発生の必要条件であって、両者の対応がなされることが正義の原則であると主張する。しかし、IPR1によって、未来世代は権利を「持つ」ことはないのだから、IPR2の前提は満たされない。それゆえに、未来世代の権利としての利益の保護は正義論の枠組では保障されないのである。

IPR1によって、未来世代が現在非存在という意味で相互性を欠いている。さらに、権利を「請求権」と解することで、未来世代が請求し、それにわれわれが応じることはない（できない）という意味でも相互性を欠いている。その意味で、この論法は、権利対応義務説に限定された非相互性論法（RP1がIPR1に、RP2がIPR2に対応する）と理解できる。

## 2.5 非同一性論法

もう1つの重要な論法は、「非同一性論法」である<sup>20)</sup>。それによれば、IJAの誤りはなによりもP1にある。形式化すると次のようになる<sup>21)</sup>。

[非同一性論法 (The Non-Identity Argument: NIA)]

[NP1:] もしある特定の人が、実際には受胎したが、誕生しなかったとすると、その人は決して生存しなかった。

[NP2:] ある社会政策は、特定の人間に危害を与えるならば、不正である。

[NP3:] ある社会政策が特定の人間に危害を与えるのは、もしその政策によって、その政策がとられなかった場合よりも、その人がより悪い状況におかれる場合だけである。

[NP4:] 政策Xでも政策Yでも、どちらかの採択が、未来に生存するようになる個人のまったく異なる集団の遠隔的で必要条件になる。

[NPC:] 政策Xの採択は未来の人々に対して不正ではないだろう。

非同一性論法の骨格は、われわれが自明とみなす次の2つの信念が両立しないということにある。それは、(a) まだ存在していない人々、あるいはこれから存在するであろう人々に対して影響する行為には、道徳的に許容されない行為あるいは悪い行為がある、(b) そのような行為が悪いのは、それが未来の人々に不利な影響を与えるからである、つまり「悪い」行為は誰

かに「とって悪い」という信念である<sup>22)</sup>。

具体的な例で説明しよう<sup>23)</sup>。政策Xは、火力・原子力など大規模集中発電中心のエネルギー政策を続けて資源を可能な限り大量かつ速やかに消費しつつ、廃棄物の処理はコストを最小限に抑えて当面環境に露出しない程度にとどめておくというものである。政策Yは、太陽光発電・コジェネレーションなど小規模分散型発電の自然に優しい省エネルギー生活へと政策を可能な限り変えて資源消費を抑えつつ、廃棄物の処理にコストをかけて環境維持に配慮するというものである。政策Xでは、現在の生活水準は高いレベルに確保される一方、温暖化や汚染物質・廃棄物の影響、種の絶滅などによって、未来の環境悪化、資源枯渇を招くと考えられる。政策Yでは、豊かな未来を確保できそうである反面、現在の人々は方針転換に伴う経済的負担と福利低下を甘受しなければならない。現在の世代の利益と引き換えに未来の世代に多大な負担をかけるか、現在の世代のある程度の犠牲の上に、未来の世代の幸福を図るか。現代の真面目な人ならば、政策Xは不正であり、政策Yが正しいと考えるだろう。NIAによればそうとは言えない。まず、「未来の人々」の集合は、Xの場合とYの場合とでは、同一ではない(NP4)。なるほどXの場合はYの場合よりも、未来の人々は不利益を蒙るだろう。しかし「未来の人々」の集合は、Xの場合とYの場合とで、同一ではない。なぜなら、政策Xと政策Yとは互いに社会全般に大規模な相違をもたらすため、人々の生活に変化を生じさせ、互いに異なる歴史を形成し、結果として、別々の人間を誕生させるだろう。数世代後には、Xの世界とYの世界の両方に存在する同一人物が一人もいないというほどに、両者は分岐してしまうだろう。さらに、政策Xは確かに地球環境を悪化させるが、未来世代の誰に対しても不正をしてはいない(NP2)。Xの世界で生まれる未来の人々は、他ならぬ政策Xが原因となって生まれてきた人々ばかりだからである(NP4)。よって、特定の人々の生活水準や幸福度が、Xの場合にYの場合よりも低下するということはない(NP3)。未来のいかなる人の生活権も侵害されてはいない。Xの場合に生まれた未来の世代は、「先祖が政策Yをとってくれていたら私たちはもっと快適な生活を送れたのに」と合理的に苦情を申し立てることはできないのだ(NPC)。

以上からも分かるように、NIAは未来世代の権利論の足許をも掘り崩している。Xは実在する特定の誰かの実現可能な権利を侵害してはいない。また、その人たちは、たとえ低い質の生活を営むにしても、存在していないよりもよいからである<sup>24)</sup>。

### 3 さまざまな論法への反論

世代間正義論を正当化し、説得力を持たせるには、前節のような批判的な論法に反論しなければならない。

### 3.1 不必要性論法への反論

不必要性論法には次のような反論を行いうる。第1に、未来世代の利害が今日生きている世代の利害と衝突することを考察していない。第2に、環境問題に限定していえば、人類が将来にわたって生存するために必要なのは、最も基本的な財が保存されることである。何らかのカタチで類としての人間が変化するのでなければ(あるいは超長期的に見て進化するとしても)、その生存に必要な基本的条件において完全に変わってしまうということはありそうもない。だとすれば、生存に必要な基本的な財、少なくとも清浄な空気、清浄な飲料水、損なわれていない大気などは変わることはないだろう。そして、それらの大部分は市場において取引される個人財の形式では存在しないのである。

### 3.2 不確実性論法への反論

不確実性論法には次のような反論を行いうる。第1に、この論法でいう不確実性は何に関するそれかということである。少なくとも次の3つが考えられる、(a) 未来における技術的水準の不確実性(現在におけるその不可知性)、(b) 時間的な疎遠さに基づく時間割引、(c) 未来の人々の嗜好・価値・生き方である。(a) について：未来の進歩した科学・技術は現在において不可能と見なされている多くのことを可能にするだろうし、それによって現在世代が行う未来配慮が結果的には徒労に終わる可能性も否定できない。しかし、その可能性に全面的に賭けるといふ選択をとりうるだろうか。未来における科学技術の可能性についてはいずれにせよ不確実であり不可知であるならば、正負どちらの面を評価するかによって、現在とるべき行動は異なってくる。(b) について：時間的な疎遠さに基づく時間割引は経済学で標準的に用いられている。しかし、その標準的議論の前提そのものが問われているのではないか<sup>25)</sup>。また、いかに時間的に疎遠であっても、われわれがなすべき最小限度の配慮というものがありはしないか。(c) について：不確実性論法は、同時代人たちに成り立っている道徳的關係に見られる確実性を過大評価してはいないか。不確実性は未来世代に関する知識だけに関するものではない。時間的・空間的隔たりのない現在の人間関係でさえ、嗜好、価値、生き方について深刻な不確実性にさらされている。また、どんなに不確実であったとしても、われわれは未来の人びとについて、不必要性論法への反論で指摘した人間の生存の基本的要件に関しては十分に知っているのではないか。清浄な水を飲む、清浄な空気を吸う、自然の猛威から逃れる、そして人間の適応能力の合理的理解を超えるまでに変質されていない環境を楽しむ必要があるということなどに関して完全に不確実であるとはいえない。だから、これに関しては、未来の人々の利益を脅かすような政策の採用は不正であると断言してよいのではないか。言い換えると、IGJAが要求するのは、各世代が何らかの政策によってもたらされる未来の幸福に対する危険を特定する一定レベルの一般的知識を持っていることである。

### 3.3 非相互性論法への反論

非相互性論法は極めて強力であるように見える。なぜなら、相互性（互惠性）、つまり相互に便益を与え合う相互行為が何らかの仕方であれわれが他者に対して持つ義務を特定するという考えは同世代間の倫理的関係において重要であり、それに拠るならば、世代間相互性は明らかに遙かに弱いものだからである<sup>26)</sup>。

非相互性論法に対してはさまざまな論点を指摘しうるが、ここではいくつかの反論を示唆するにとどめる。

第1に、RP1そのものに論争の余地がある点に注意しておく必要がある。相互性は正義の範囲と関係することを否定する議論も可能だからである。たとえば、平等主義的リベラリズムによれば、「資源への基本的権利は個人の戦略的能力ではなく、個人そのものの他の特徴に基づいている」<sup>27)</sup>からである。第2は、求められている義務の性格である。積極的義務（他者の福利の増大への寄与を要求する）と消極的義務（苦しみを与えることを禁止する）とを区別しうるとすると、非相互性論法は積極的義務の言葉で語ろうとしているように見える。求められているのは消極的義務の充足であると解釈すると、重要なのはわれわれが子孫に残す環境を悪化させないという端的な義務であろう。その意味で、RP1は誤りではないが、解釈の余地が存在する。ただし、消極的義務がどの程度まで遠くにまで及ぶのかという問題はやはり残る。第2に、非相互性論法は全体的に見て直接的な相互行為に限定されており、正義を「自己利益相互性（self-interested reciprocity）」<sup>28)</sup>として解釈しているかのようである。

相互性を直接性から解放できれば、非相互性論法に対する重要な反論になりうる。したがって、相互性概念の自然な拡大が可能であれば、その拡大された相互性に基づいて世代間の正義について述べるができるようになる。その一つが間接的な相互性の概念である。これは、相互性を直接的因果的経路に限定するのではなく、(a)何らかの間接的経路による相互性や(b)関係的属性の変化をも相互性で見なすという拡大である。(a)は環境倫理学の議論で周知の(a-1)「関心の連鎖」(あるいは「愛の連鎖」)<sup>29)</sup>と(a-2)「信託」<sup>30)</sup>である。(b)は、現在世代が未来世代によって非難されること(死後危害:posthumous)を回避しようとする事、つまり、自分の死後の評判を考慮することから、現在世代が未来世代への配慮義務を履行するという考えである。

(a-1) 関心の連鎖アプローチとは、人間は自分の最も身近な子孫への「関心を有しており、その結果、次世代の幸福と保存にとって本質的な基本財を脅威に曝すことを避けようとし、これが直近の世代に連鎖してゆくという考えである。この情緒的関心はほとんど普遍的であり、それによってPR2, PR3は反駁しうる。したがって、世代とそれに継続する世代のどの人間も、次世代の必要を優先する行為を公平に共有することに責務があるということを意味している。しかし、直接の子孫を持たない人間にもこの責務が求められるのかという疑問が直ちに生じる。(a-2) 信託アプローチとは次のような考えである。現在世代が享受する利益の多くは過去の人々

によってなされたものであり、そのような利益はいわば信託財 (trust) として一定期間は保持されるべきであるという意図があった。その受益者は常に特定されているわけではないが、それにもかかわらず常に誰かのために意図されている。これら信託財を各世代が管理・保護し、未来世代に引き渡す責務は、同一世代内の恩返しの責務と類比的なものと考えられる<sup>31)</sup>。この議論の要は、現在世代が過去世代に負っている自らの義務を、未来の人々に利益を与えることによって果たすという点にあり、3つの時称すべてが協働するという意味で貫代的な時間的包括性をもつ点である。ただし、未来に向けるべき義務を、過去から受けた恩恵への返礼義務として逆向きに説明することには一定の限界がありそうである。

(b) 後の世代の人々はその祖先の行いを褒め称えあるいは貶すだろう。それは祖先の心身に直接的な影響を与えることができないが、将来的な毀誉褒貶を考慮することによって祖先の行動は規制され、ある種の相互性を生みだすことができかもしれない。これは、「死後危害 (posthumous)」の問題として古代から議論されてきた。とすれば、この議論は一見するほどばかげたものではないし、もし擁護可能であれば、世代間的相互性にも応用が開けてくる。「将来世代はわれわれに利益をもたらすこともあるが、危害を加えることもできる。われわれの人生が成功であったか失敗であったかは、将来世代にかかっている。というのは、われわれのプロジェクトを結実させるのは彼らだからである」<sup>32)</sup>。例えば、現在世代の人々が責任を持って地球環境の保護を考慮するならば、また一般的にわれわれが死後も生き残る計画と目標を継続し達成する傾向を持ち、彼らが死後の評判を気にかける限り、われわれの後継者は現在の人々を好ましく評価する立場に立つことになる。とはいえ、これだけにとづいて非相互性論法を強く反駁するのは困難であろう<sup>33)</sup>。

### 3.4 非権利主体性論法への反論

権利主体性の擁護論についてはすでに、非権利主体性論法の検討の際に説明したとおりである。ただし、世代間正義論における未来世代の権利主体性の主張は微妙な位置にある。それを見るために、非権利主体性論法を振り返ってみよう。

NRHAはIPR1とIPR2の2つの前提からなる。IPR1はほぼ非存在論法と非相互性論法に含まれるが、ここでは「権利を持つ」ということの2つの解釈が問題になる。またIPR2は、(e) たいていの重要な—もしくはすべての—正義の理論の中心には道徳的「権利」が位置し、しかも (d) 権利は義務や責務を必然的に伴うという2つ論点からなる。

IPR1の「権利を持つ」という論点にいくつかの論点が絡まり合っている。提唱者は、未来世代は、権利はもちろん、いかなるものも持ちえないとして、それは「持つ」という動詞の現在形の意味から生じるものだという<sup>34)</sup>。(a)「権利を持つ」ということを「何らかの物を持つ」と解すべきであり、(b) 未来世代の権利主体性の擁護者は、未来世代は権利を持つものだから、彼らは現在の時点で権利を持つと主張しがちだが、それは誤りだということである。

しかし、(a) についていえば、「権利を持つ」を「何らかの物を持つ」と同義であるというのは意味論的に誤りであろう。われわれは同胞に対して何らかの道徳的感情を持つ。この感情に基づいて、われわれは同胞に対して道徳的権利を帰属させるのである。動物あるいは未来世代は、場合によっては、地球外生命体は、人類が同意すれば直ちに道徳的権利を持ちえよう。さらに法的権利は立法者が法制化しさえすれば、未来世代はそうした権利を持ちうるのである<sup>35)</sup>。人間であることに由来する放棄できない権利、すなわち人権の存在は現在では自明視されている。しかし、そうした観念は、同胞の苦しみに対する広汎な同情・共感の感情に支えられて、18世紀において政治哲学者や理論家たちの確信になったのであり、その意味で人権は「創出された」のである<sup>36)</sup>。いずれにせよ、「権利を持つ」を「何らかの物を持つ」とは同義であるとは言えないだろう。(b) についていえば、たしかに、未来世代の権利がそう解される余地はある。共感を離れると、先に見たように、利害を持つことが権利帰属の重要な論理的基準である。したがって、未来世代は利害を持つことから、彼らはいま権利を持ち、また、未来世代はいま請求能力を持たないにしても、その現在における代理者が、現在において代理請求するとの議論が展開される。そうでなければ、彼らの存在や生存は保障し得ないだろう。IPR1が否定するのは「未来の人々が現在の権利を持つ」という解釈である。

NRHAの主眼はIPR2にある。というのは、非権利主体性論法は、(c)「権利」こそが政治道徳と道徳一般の基礎であるとする主張があり、それが(d)未来世代に対する現在世代の道徳的義務のすべてが未来世代の権利の対応物であるとする主張に拡大されることを拒否したいのである。(c) についていえば、確かに、権利は単なる選好や利益ではなく、その有無は道徳的議論においては極めて重要な「切り札」的性質をもつ<sup>37)</sup>。したがって、それが(d)と結びつけば、世代間正義論は極めて強力になる。それゆえ、環境倫理学では、特に創生期において、強く主張されたのである。

しかし非権利主体性論法の強力な主張者自身も、現在世代が未来世代に対して一定の配慮義務あるいは責務を有するということはまったく否定しないし、むしろそうした責務アプローチは必要であると言う。しかし、その義務・責務を権利の言語で説明する必要はない。権利は必ずそれに対応する義務をとまなうという考え方を「権利対応義務説」、義務は必ずしも権利に対応しないという考えを「権利非対応義務説」と呼ぶとしよう。すると、この責務アプローチは権利対応義務説ではなく、権利非対応義務説を採るべきだと主張することになる。

したがって、(d)の否定はただちにIGJAの結論Cの否定を帰結するものではない。また、権利非対応義務説によって現在世代の義務の存在が示せるのであれば、未来世代の権利の論証迂回してそれを示すというふうに「論証コスト」をわざわざ上げる必要はない。

全体的に見れば、非権利主体性論法にも一定の反論は可能である。しかし、世代間正義論の目標をこの結論Cに求め、未来世代の権利論以外（たとえば、責務アプローチ）によって達成可能であれば、必ずしもこれに固執する必要はないだろう。その意味で、非権利主体性論法への反論の位置は両義的である。

### 3.5 非同一性論法への反論<sup>38)</sup>

NIAは、IGJAのまずP1に打撃を与え、それによって同時にP2（に基づく「権利対応義務」）の根拠を奪う点を確認しておこう。同定できない個人を権利の対象にすることができないからである。これによって、世代間正義の理論はまた不可能になる。これは、できる限り未来の人々に配慮したいという温かい心の持ち主に冷や水を浴びせかける、一見すると奇妙な論法である。しかし多くの批判が寄せられたにもかかわらず、決定的と言えるほど効果的なものはなかなか見あたらない。有力な応答策としては、「人格影響直観」の放棄、「危害」概念の再検討、因果的結合の多元性、個人的行為と集合的行為の区別などが提案されている<sup>39)</sup>。ここではそれを概略し、ありうべき反論の方向を探りたい。

先に指摘したように、NIAではわれわれが自明視している2つの信念が必ずしも両立しないという点が決定的である。特にパーフィットが取り出した「人格影響直観」が問題になる。項目を少々変更して、NIAを再提示する。

[NB1:] 政策Xの採択は悪くない。(行為・選択の評価)

[NB2:] ある政策が悪いのは、それが特定の人間に危害を与える、あるいは不利益をもたらす場合だけである。(「人格影響直観」)

[NB3:] ある政策が特定の人間に危害を与えるのは、その政策がとられなかった場合よりも、その人がより悪い状態がもたらされる場合だけである。(「危害」概念)

[NB4:] 政策Xの採択は、それによって未来に存在するようになる人々にとって（遠隔的ではあるが）必要条件である。(「同一性依存性」<sup>40)</sup>)

非同一性問題への対処は少なくとも(A)～(D)の以下の4つが考えられる。(A)は、NIAを認め、NB2、NB3、NB4を維持して、NB1を放棄することになる。つまり、NIPの結論を受け入れ、政策Xを道徳的に許容することになる<sup>41)</sup>。他方、NB1を放棄しないとすると、少なくとも以下の3つの可能性がある。(B)は、NB2を改訂し、NB1、NB3、NB4を維持する方向である。これは「人格影響説」を否定し、あるいは変更することになる。この場合には、誰も危害されなかったということは、悪はなされなかったと解釈される。したがって、行為や選択が道徳的に許容できないのは、それが特定の未来の人物に影響する仕方には無関係な(impersonal)何か別の理由に基づく主張することになる。(C)は、NB3を改訂し、NB1、NB2、NB4を維持する方向である。これは「危害」概念の何らかの変更を意味する。いまの場合では、行為の被害者は「危害」されたのではないとされたが、そうではないと主張することになる。つまり、「悪い」行為は、詳細に見れば、やはり誰かに「対して悪い」のである。(D)は、NB4を否定する方向である。未来の人間が存在するようになる必要条件は政策Xだけではない。また、ある行為や決定が未来の人物の同一性に与える因果連関は、直接的な場合も間接

的な場合もあり、一義的ではない。これらは必ずしも排他的ではなく、また、それぞれについて様々なアプローチがある。以下、(B)(C)(D)について述べる。

(B) 無相違説：人格影響直観の放棄：これはパーフィット自身がとる方向でもある。彼は未来志向的行為の選択の結果に3つの異なる場合を想定する<sup>42)</sup>。(1) 同じ人々の選択]未来の人々の同一性も数もともに変わらない場合、(2-1) 同数の人々の選択]選択の結果、同一性を変更させるが数は変わらない場合、(2-2) 異なる数の人々の選択]同一性と数の両方に影響を与える場合である。彼は(2-1)「同じ数の人々の選択」では、「数に影響がないのならば非同一性の事実は道徳上の差異をもたらさない」という「無相違説 (No-Difference View)」をとるべきであるとする。その場合には、人格影響直観に代えて、「同じ人数の質の主張」と呼ぶ次の基準Qに訴えるべきだとする。「Q：二つの結果のいずれにおいても同じ人数の人々が生きている場合、[別の結果において]生きていたであろう人々よりも[現実の結果において]生きている人々の暮らし向きが悪い、あるいは生活の質が低いならば、その方が悪い」<sup>43)</sup>。

先の(1)では人格影響直観とQは一致する。しかし、(2-1)では人格影響直観ではなくQに訴えることになる。このように考えることで、政策Xをわれわれが選ぶべきでない理由も説明が可能となる。たしかに、われわれが政策Xを選択したおかげで存在している人々の生の質は、政策Yを選択したならば存在するであろう人々が享受する生の質よりも低いことが予想される。そこで、(2-1)の場合、将来の生の質の大きな低下があるとしたら、それは悪いことになると考える。未来世代について考えるとき、一層悪い状態に置かれる特定の誰かがいるか否かにかかわらない、非人格的 (impersonal) な原理への訴えが必要であるとされる。

しかし、無相違説が受け入れられるのは(2-1)の場合であり、(2-2)の場合までを含めて考えるには、新たな理論Xの構築が必要であるとされる。この理論Xだけが非同一性問題を解決できるとされるが、パーフィット自身は理論Xの完全な確立までには至っていない<sup>44)</sup>。

たしかに、無相違説は魅力的であるが、別の重要な問題を引き起こす。特定の個人の福利の増大ではなく、一般的福利の増大を求めるとすると、(2-2)の場合には無制約な生殖義務が生じ、未来において福利の低い人物を増加させることが推奨されるという「いとわしい結果 (repugnant conclusion)」が否定できないからである<sup>45)</sup>。

(C)「危害」概念の再検討：特定の人物の生存に危機的な影響を与える行為はどのようにその人物を危害し、その人物「にとって」悪いのかを明確にすることである。検討の論点は、危害がさまざまな比較に基づいて考えられている点、未来志向的行為の場合には、未来の人々の存在の「不確かさ」という点である。たとえば、前者では、「危害」とは二値的なものではなく、一定の「仮想的閾値」を超えるかどうかで決定すべきだとする説である。しかし、危害概念はわれわれにとって基底的であるから、その基準は任意に変更できるものではないだろう。

(D)「同一性依存性」の再検討：非同一性問題では同一性依存性が決定的である(ように見える)。しかし、同一性依存性は、直接的である場合と間接的である場合を区別すべきではないか。前者の場合<sup>46)</sup>にはNB4は決定的な条件であると言いうる。しかし後者の場合には、間



に介在する多元的原因が想定され、しかも、結果との関連は多重的であって一義的には決定できない。そうであれば、少なくとも世代間正義にとって、非同一性問題はクリアできない障害ではない<sup>47)</sup>。

#### 4 考察

小論で検討してきたのは、「世代間倫理の困難」として指摘される事柄がどのように関連しているかを理解することであった。そのために「世代間正義論法 (IGJA)」を形式化した。さらに、それに対する批判的論法を形式化し、それらがIGJAのどこを問題にしているかを検討した。主たる批判的論法として、不可能性論法、不確実性論法、非権利主体性論法、非相互性論法、非同一性論法を取り上げた。IGJAの前提のうち、不可能性論法はP0、不確実性論法はP1、非相互性論法はP2、非権利主体性論法はP2、非同一性論法はP1（およびP2）をそれぞれ問題視していると考えられる。これによって、各論法の違いがある程度明確になったと思われる。

不確実性論法と非同一性論法はともにP1を問題視する。しかし、問題視の仕方が異なっている。前者は、たいていの場合、検証不可能であるという意味でP1は誤りであると指摘する。それに対して後者は、一見すると未来の人のびとを脅かすかに見える行為や政策が、その当の未来の人のびとの生存に至る必要条件となる可能性を指摘し、実際には危害が生じないという意味でP1が誤りであり、実在する特定の誰の利益も危うくしないという意味でP2も誤りだと見なしている。不確実性論法は直観的には明らかだが、あらゆる事柄について、不確実であるとは言えない。他方、非同一性問題は、P2も否定するが、その前段にあるP1をも問題視することで、それに対する対応がいっそう困難になっている。非権利主体性論法は基本的には非相互性論法（と非同一性論法）に依存する。未来世代の権利論の目標が権利対応的義務の内実の時間的拡張にあるならば、権利論を採用しなくとも、責務アプローチによって達成できる可能性がある。

次に、これを踏まえて、各批判的論法に対するありうべき反論に言及した。一見すると強固に見える各批判的論法も一定程度の反論は可能である。したがって、それらを通して、世代間正義論に説得力を増すことはできるだろう。しかし、どの反批判もそれぞれに難点があり、批判を決定的に覆すほど強力であるとは言えない。「世代間正義論」には根源的な困難さがあるように思われる。正義の諸原理を世代の時間的疎隔性を越えることがやはり困難なのである。それはおそらく最初に設定したIGJAの諸前提が基本的に通時性を前提にしていることに由来するのではあるまいか。

だからといって、世代間正義論を断念する必要はない。非権利主体性論法への反論で言及したように、世代間正義論の目標をCに置くのであれば、最初に示したIGJAの推論に基づく必要は必ずしもない。むしろ、未来世代に対する現在の世代の義務・責務の規範性に一定の理論

の根拠が与えられ、実践的に受容されればよいのである。とすれば、ある種の責務アプローチがその候補として考えられよう。他方、重なり合う世代においては通常の通時性に基づく原理を適用する方向が考えられる<sup>48)</sup>。世代間正義論にはこうした二段構えの議論が必要になってくるのではあるまいか。

## 注

\* 本稿は、第6回総合人間学会研究大会（2011年6月11日、明治大学）における口頭発表「世代間倫理はなぜ困難なのか」に基づき、大幅に加筆修正したものである。

- 1) Partridge (1990) は、全米図書館データベースを検索し、博士論文概要に現在収録されているおよそ100万もの博士論文のうちで「未来世代」あるいは「子孫」をそのタイトルに含むものは1976年の「ロールズと子孫への義務」（パートリッジ自身の論文）が最初であり、哲学者インデックスでも「未来世代」あるいは「子孫」に関して134項目を数えるにすぎないと指摘する。これらは、3つを除いて、最初の「地球の日 (EarthDay)」(1970年4月22日)以降に出版されたものである。
- 2) ヨナス (2000)。
- 3) Partridge (2003)。
- 4) 水野 (2007, 第1章) は「環境思想史における「将来世代」を検討し、始まりの時点を「探求する作業は際限がない」としながらも、「世代間倫理の議論が始まったのは1971年頃」、「議論のピーク…は1978年から80年である」としている。
- 5) ここにはいくつかの限定が生じている。第1に、「正義」の概念には多様なとらえ方があり、それが世代間正義の議論にも持ち込まれる点である。とりわけ、以下で見ると、正義を利害、権利・義務、公正などという概念を用いて捉えることになる。それは世代間倫理を原則的に人間の間の関係だけに関わる言語で述べるのであるから、第2に、環境倫理において重要なテーマである自然環境や生態系の内在的価値などに関わる議論は前景から退くことになる。他方、(上述のように多義的ではあるが)正義という観点をとることによって、世代間倫理の対象領域は自然環境だけに限定されない方向—たとえば、公債の増加、年金問題、雇用問題、教育改革などに拡張される。
- 6) 以下の定式化はPage (2007, 2008)に基づく。Pageはもっぱら気候変動枠組条約に関する京都議定書の失効 (2012年) 以降の新たな議定書の枠組に関する議論という具体的ケースを念頭に置いた議論を展開している。小論はそれを参照しつつ、その骨格となる論法を援用している。ただし、前提P0は小論の行程に必要なために付加した。なお小論執筆中 (2011. 12. 12) に、ダーバンで開催されていた国連気候変動枠組条約第10回締約国会議 (COP17) においては、紆余曲折の交渉の結果、2013年以降も継続し、20年には米国や中国を含むすべての国が参加する新たな枠組みを始める「ダーバン合意」を採択し閉幕した。しかし、日本は京都議定書延長に応じず、12年以降は新たな削減義務を負わないことを、カナダは脱退を表明した。
- 7) 世代間倫理の困難は環境倫理学に関するほぼすべての文献で言及されており、その理由も小論とほぼ同じである。例えば、鬼頭・福永 (2009, 81-91頁, 執筆・蔵田伸雄) では、「世代間倫理の困難」として、「非相互性問題」が上げられ、明示はされないが「非同一性問題」が指摘されたうえに、世代間倫理は「相互性の倫理」ではなく「一方的に負う義務と責任」という方向性が示されている。ただ、困難さの理由と、世代間倫理の方向性については小論も意見を同じくするが、困難さの理由の論理的関連が必ずしも分明ではない。小論はその点に焦点を当てて、「論法」として提示したいのである。
- 8) Tremmel (2006), Tremmel (2009), Gosseries and Meyer (2009) などがある。
- 9) 先のパートリッジがあげた論点にほぼ対応する。「代理可能性」は理論的問題よりもより実践的問題に関わるため、小論ではさしあたり省略するが、その一部分に関しては太田 (2011b) を参照され

たい。

- 10) Beckerman (2006, 4f.)。ベッカーマンはOECDのPPP原則 (Polluter Pays Principle, 汚染者支払い原則) などの研究がある環境問題に精通した経済学者である。
- 11) Beckerman (2006, 68.)。
- 12) Beckerman (2004, 4.)。
- 13) Page (2008) は未来予測の歴史的誤りの一例として、1939年における英国首相チャーチルの次の発言をあげる。「原子力エネルギーは今日の爆発物と同じようなものであって、それがずっと危険なものを作り出すことはありそうもない。」“(Atomic energy might be as good as our present-day explosives, but it is unlikely to produce anything very much more dangerous.)”
- 14) Page (2007, 第5章) は、ゴーチエ (David Gauthier) の「自己利益としての相互性」、ロールズ (John Rawls) の「公正としての相互性」などを挙げているが、ここでは詳細を扱わない。
- 15) ファインバーグ (1990) 参照。この論文は、未来世代 (のみならず動物) の権利論にとって非常に大きな影響を及ぼしたものの1つである。
- 16) 障がい者、植物人間、胎児の権利、さらには子どもの権利に関わる論点である。
- 17) ファインバーグもパートリッジも未来の人々の個人的権利を主張しており、「未来世代の権利」という場合にもこうした諸個人の権利の言わば合算である。それに対して、Weiss (1989) は世代的権利としての「地球的権利」(惑星権 (planetary right)) をいう構想を掲げる。Pageも部分的には集合的権利を主張する。それは、とりわけ次節(非同一性論法)のような批判を避けるためである。
- 18) Beckerman (2006, p. 54)。しかし、Beckerman自身は、われわれが未来に対して一定の義務を持つことは認める。その意味では、彼は「権利対応義務」は認めないが、一方向的な「権利非対応義務」の存在は認めている。
- 19) ここでベッカーマンは、非存在者に対してはいかなる属性も帰属させられないといういわば非マイノリティ主義的見解をとっている。Tremmel (2004, 2009) が指摘するように、権利を「持つ」ということは、車や家を持つ(所有する)と同様な意味であるかどうかは大いに疑問の余地があろう。
- 20) Schwartz (1978), Kavka (1982), Parfit (1986) によってほぼ同時期に提起された。カフカはこれを「未来の諸個人のパラドックス」と呼び、またシュワルツは未来世代の権利を否定する論法を提示している。パーフィットの幅広い考察以降、「非同一性問題 (non-identity problem)」と呼ばれるようになった。この問題については別の観点から太田 (2011a) で検討した。
- 21) Parfit (1986, 16章) 参照。
- 22) ウェブ版スタンフォード哲学事典の記事 (<http://plato.stanford.edu/entries/nonidentity-problem/>, 2011.12.31現在) の定式による。この記事は非同一性問題に関して、筆者 (Melinda Roberts) 自身の研究に基づく非常に優れた展望を与えている。(b) の後半部の定式はパーフィットによって「人格影響直観」(person-affecting intuition) と呼ばれる。NIAではNP3がそれに当たる。
- 23) Parfit (1986, 361=494頁) の「枯渇」(Depletion) の変奏である。
- 24) Parfit (1986, 364-6=497-500頁) 参照。
- 25) この点については、たとえばParfit (1986, 357) は、時間的な隔たりは道徳的には空間的なもの以上に重要であるわけではないとして、時間割引の議論を批判する。
- 26) 加えて、相互性は同一世代に属する異なる共同体の構成員をどう扱うかという世代内問題にも有意に関係する点にも注意が必要である。
- 27) Buchanan (1990, 231)。
- 28) 先に指摘したGauthier (1987) の議論などである。
- 29) パスモア (1979) が典型例である。
- 30) 「守護者」(スチュワード)、あるいは「恩返し」と呼んでもよい。
- 31) 信託・守護者・恩返しなど、どの言葉で述べるかによってさまざまなヴァリエーションがあり。また、他のアプローチと組み合わせられる場合も多い。シュレーダー・フレチェット (1993a, b), Becker (1990) など参照。

- 32) O'Neill (1993, 54頁) 参照。
- 33) Page (2007, 124-7) 参照。
- 34) Beckerman (2004), Beckerman (2006) 参照。
- 35) Tremmel (2009) によれば、現在のところ、たいていの国の憲法で未来の諸個人にはいかなる権利も定式化されていないが、未来倫理の受容が広がった結果、最近の憲法あるいは憲法草案では、未来世代の権利への言及や、憲法上の権利の確立を謳うものも現れている。
- 36) Hunt (2008) の極めて興味深い議論を参照。
- 37) Dworkin (1984), Mackie (1984) 参照。
- 38) 本節は太田 (2011a) の一部である。
- 39) 宇佐美 (2006) をはじめとする宇佐美氏の一連の研究はこの点では非常に参考になる。
- 40) これは小論だけの用語である。
- 41) たとえば、Schwartz (1978) はこの見解を取っているようである。
- 42) Parfit (1986, 377=516頁)。
- 43) Parfit (1986, 369=505頁)。
- 44) Parfit (1986, 第17・18章) で論じられている。
- 45) 最近の著作 Parfit (2011) で、理論Xにあたる「三重理論 (triple theory)」を提唱した。その検討は課題としたい。
- 46) いわゆる「ロングフル・ライフ (wrongful life)」の場合などである。
- 47) Tremmel (2009) がこの考えを採用する。
- 48) Gosseries (2008) は未来世代の権利論において、この方向を検討している。

#### 参考文献

- Becker, Lawrence C. (1990) *Reciprocity*: Univ of Chicago Pr.
- Beckerman, Wilfred (2004) "Intergenerational Justice," *Intergenerational Justice Review*, Vol. 2, pp. 1-5.
- (2006) "The Impossibility of a theory of intergenerational justice," in Tremmel, Jörg Chet ed. *Handbook of Intergenerational Justice: Cheltenham*, pp. 53-71.
- Buchaman, Allen (1990) "Justice as Reciprocity Versus Subject-Contered Justice", *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 19, No. 3, pp.227-252
- Dworkin, Ronald (1984) "Rights as Trumps," in Waldron, Jeremy ed. *Theories of Rights*: Oxford UP.
- Gauthier, David (1987) *Morals by Agreement*: Oxford Univ Pr, reprint edition, (小林公訳, 『合意による道徳』, 木鐸社, 1999年).
- Gosseries, Axel (2008) "On future generations' future rights," *Journal for Political Philosophy*, Vol. 16, No. 4, pp. 446-474.
- Gosseries, Axel and Lukas H. Meyer eds. (2009) *Intergenerational Justice*: Oxford University Press.
- Hunt, Lynn (2008) *Inventing Human Rights: A History*: W W Norton & Co Inc, (松浦義弘訳, 『人権を創造する』, 岩波書店, 2011年).
- Kavka, Gregory S. (1982) "The Paradox of Future Individuals," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 11, pp. 93-112.
- Mackie, John (1984) "Can there be a Rights-Based Morality?" in Waldron, Jeremy ed. *Theories of Rights*: Oxford.
- O'Neill, John (1993) *Ecology, Policy and Politics: Human Well-Being and the Natural World*: Routledge, (金谷桂一訳, 『エコロジーの政策と政治』, みすず書房, 2011年).
- Page, Edward A. (2007) *Climate Change, Justice and Future Generations*: Edward Elgar Pub.
- (2008) "Three Problems of Intergenerational Justice," *Intergenerational Justice*, Vol. 1, pp. 9-12.

- Parfit, Derek (1986) *Reasons and Persons*, Oxford Paperbacks: Oxford University Press, USA, (森村進訳, 『理由と人格』, 勁草書房, 1998年).
- (2011) *On What Matters*, (2 volumes): Oxford Univ Pr.
- Partridge, Ernest (1990) “On the rights of future generations,” in Scherer, Donald ed. *Upstream/Downstream. Issues in Environmental Ethics*, Philadelphia: Temple University Press.
- (2003) “Future generations,” in Jamieson, Dale ed. *A Companion to Environmental Philosophy*: Wiley-Blackwell, 1st edition, pp. 377–389.
- Scherer, Donald ed. (1990) *Upstream/Downstream. Issues in Environmental Ethics*: Temple University Press.
- Schwartz, Thomas (1978) “Obligations to Posterity,” in Scherer, Donald ed. *Upstream/Downstream. Issues in Environmental Ethics*: pp. 3–13.
- Tremmel, Jörg Chet (2004) “Is a Theory of Intergenerational Justice Possible? A Response to Beckerman,” *Intergenerational Justice Review*, Vol. 2, pp. 6–9.
- Tremmel, Jörg Chet ed. (2006) *Handbook of Intergenerational Justice*: Edward Elgar Pub.
- Tremmel, Jörg Chet (2009) *A Theory of Intergenerational Justice*: EarthscanPubns Ltd.
- Waldron, Jeremy ed. (1984) *Theories of Rights*, (Oxford Readings in Philosophy): Oxford Univ Pr.
- Weiss, Edith Brown (1989) *In Fairness to Future Generations: International Law, Common Patrimony, and Intergenerational Equity*: Transnational Pub, (岩間徹訳, 『将来世代に公正な地球環境を』, 日本評論社, 1992年).
- 宇佐美誠 (2006) 「発題 III 将来世代をめぐる政策と自我」, 鈴木興太郎・金泰昌・宇佐美誠 (編) 『公共哲学 20』, 東京大学出版会, 69–103頁.
- 太田明 (2011a) 「非同一性問題」とその教育哲学的含意」, 教育哲学会第60回大会 (2011.10.15, 上越教育大学) 自由研究発表.
- (2011b) 「現在の子どもは未来世代を代表するか: OPSA 裁判の意義」, 第5回世界子ども学研究会研究例会 (2011.11.26, 青山学院大学).
- 鬼頭秀一・福永真弓 (編) (2009) 『環境倫理学』, 東京大学出版会.
- シュレーダー・フレチェット, K. S. (編) (1993a) 『環境の倫理〈上〉』, 見洋書房, (京都生命倫理研究会訳).
- (1993b) 『環境の倫理〈下〉』, 見洋書房, (京都生命倫理研究会訳).
- パスモア, J. (1979) 『自然に対する人間の責任』, 岩波書店, (間瀬啓允訳).
- ファインバーグ, J. (1990) 「動物と生まれざる世代のさまざまな権利」, 『現代思想』, 11月号, 118–142頁. (鵜木圭治郎訳).
- 水野奈々子 (2007) 「環境問題の中の「将来世代」—Future Generations と思っているのは誰?—」, 修士論文, 東京大学情報学環実践情報コース. (<http://kankyodesk.com/FutureGenerations.pdf>).
- ヨナス, H. (2000) 『責任という原理—科学技術文明のための倫理学の試み—』, 東信堂, (加藤尚武監訳).

## 附記

本稿は、平成23年度科学研究費補助金 基盤研究 (C) 「グローバルかつ長期的な未来世代への責任を志向する教育学の基礎的研究」 (課題番号 23531025) による研究成果の一部である。

(おおた あきら)

# Difficulties of Intergenerational Justice Theory

—Focusing on critical arguments—

Akira OTA

“Intergenerational Justice Theory” is a general term of theories, which argue obligations of the present generation towards future generations, or obligations amongst non-contemporaries on some justice framework. Since its beginning in 1970’s, these theories, however, have been pointed out its various difficulties, and criticized.

The purpose of this essay is, first, to formulate an argument justifying intergenerational justice theories and critical arguments on them, and secondly, to clarify the whereabouts of the difficulties of the theories.

Critical arguments to consider are following types: (1) the un-necessity argument, (2) the impossibility argument, (3) the non-reciprocity argument, (4) the non-rights-holder argument, (5) the non-identity argument.

The task of this essay is not to deny the inter-generational justice theories, but rather to prepare underlying operation to rebuild them.

**Keywords:** intergenerational justice, reciprocity, right of future generations, non-identity problem